

議案第19号

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 大田原市ふれあいの丘の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第26号）の一部
 を次のように改正する。

別表中1を次のように改める。

1 宿泊利用料金

単位	室区分	利用人員	利用料金		定員 (最大定員)	室数
			大人	中学生以下		
一人一泊	一般宿泊室 (洋室)	1人	8,000円	3,600円	2名 (3名)	6
		2人以上	5,000円	3,000円		
	一般宿泊室 (和室)	1人	8,000円	3,600円	5名 (7名)	19
		2人以上	5,000円	3,000円		
	一般宿泊室 (和洋室)	1人	8,000円	3,600円	4名 (5名)	1
		2人以上	5,000円	3,000円		
	特別室 (洋室)	1人	10,000円	4,800円	2名 (2名)	2
		2人	7,000円	4,000円		
	特別室 (和室)	2人	10,000円	4,800円	7名 (10名)	2
		3人以上	7,000円	4,000円		
乗務員室	1人	3,000円	—	1名	2	

備考 4歳未満の未就学児については、利用料金を無料とする。ただし、寝具等を使用
 する場合には、この限りでない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。